

小郡市監査委員公表第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年10月19日

小郡市監査委員 原 田 裕 子
小郡市監査委員 井 上 勝 彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和2年9月16日から令和2年10月6日まで
- 2 監査対象 子ども・健康部 保育所・幼稚園課
- 3 監査範囲 令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金交付事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）支出事務について適正な事務処理を求めるもの

三国保育所で令和2年6月4日に購入している掃除機について、6月5日に支出負担行為兼命令書を起票した事績はあるが、10月6日現在で業者への支払いがなされていない。

支払期限は、請求者から適法な請求書を受けた日から工事代については40日、その他給付に対する対価に対しては30日（補助金、負担金、支払期限が別途記載されている場合を除く）とされている。法令等に則り、適正な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（2件）

①文書管理が適正でないもの

（2）徴収事務（2件）

①職員給食費の徴収事務が適正でないもの

②延長保育料の徴収事務が適正でないもの

（3）現金取扱事務（1件）

①領収印の使用が適正でないもの

（4）旅費支払事務（2件）

①出張命令及び出張復命が適正でないもの

（5）補助金支払事務（1件）

①実績報告書の審査が適正でないもの

（6）支出事務（1件）

①請求書に不備があるもの

（7）契約事務（4件）

①請書に不備があるもの

②必要書類の提出がなされていないもの

③契約事務手続きが適正でないもの

（8）物品管理事務（5件）

①備品台帳の記録が適正でないもの

②公印押なつ手続きが適正でないもの

③公印の管理が適正でないもの

（9）その他の事務（2件）

①預かり保育の事務手続きが適正でないもの

②時間外勤務命令の手続きが適正でないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。